

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	前田 紳壱
登録番号又は法人番号	1 0 0 8 0 9 5 5
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	MAETA行政書士事務所
事務所所在地	東京都品川区東大井1-16-1-301
処分年月日	令和2年1月30日（理事会決議日）
処分内容（種類）	1ヶ月の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する、第三者を介した申請取次業務をC行政書士法人（現、愛知県行政書士会所属法人）より多数受任し、第三者を介した取次申請を行ったことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から、疑いの余地は全く無く、後述する行政書士法や同法施行規則、或いは、東京都行政書士会会則等に違反していることは明白である。更には、第三者を介した申請取次業務を行い、かつ、申請人や予定所属機関に面談を行わずに、事実上C行政書士法人の運び屋と化していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為であり、本来ならば最大級の処分をするのが相当ではある。しかしながら、聴聞では率直に違反・違背行為を認め、かつ、これらの行為を深く反省して、一昨年9月5日に申請取次証明書を即日返納し、今後一切入管業務を行わないと明言していること等も考慮した。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（違反している規則、会則）</p> <p>一、行政書士法第9条違反（帳簿の未記載、一部の事件の領収書無し）</p> <p>二、行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為）</p> <p>三、行政書士法第13条違反（会則遵守の義務違反）</p> <p>四、東京都行政書士会会則第21条（名義貸しの禁止）</p> <p>五、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1号違反（誓約書に違背）</p>